

地域計画

策定年月日	令6年12月24日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	会津美里町 07447
地域名 (地域内農業集落名)	杉屋地区 (杉屋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	61.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	61.6 ha
② 田の面積	42.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	18.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) ⑤引き受け意向がある農業者はいるが、農地を特定できていないため。	

注1: ①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2: ②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4: ⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5: (参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6: 「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当該集落は、昭和54年から平成3年にかけて基盤整備が行われ、集落内の農地は水稻を中心に、きゅうり、いんげん、菊、そば、柿、リンゴなどが作付けされ複合経営が進んでいる。

・耕作者は30～80代と年齢幅が広く、兼業農家が多い。農地のほとんどは50～60代の耕作者で維持されているが、今後、10年の間に高齢農家の農地が遊休農地になることが想定される。

・農道、水路については、多面的機能支払交付金事業を活用し維持管理をおこなっているが、基盤整備事業完了から30年以上経過していることから、農業用施設(道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になっている。

・集落の南側及び北側にある農地の一部で水利が十分に確保できず営農に支障が生じている。そのため周辺の農地は新たな耕作者が確保できない状況にある。また、田の畦畔が大きいことから平坦地域に比べ草刈りの負担が大きい。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・経営規模については、現状維持を希望する経営体が多いが、規模拡大を希望する経営体(入作者含む)も複数存在する。規模拡大に意欲的な担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地を集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。

・集落内の農村環境を維持するため、引き続き多面的機能支払交付金を活用し、計画的に農道等の維持管理を実施するとともに耕作放棄地の発生防止に努める。

・集落の北や南側にあるほ場について十分な水利が確保できないことから関係機関や周辺集落と連携を密にし確保に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・効率的な農用地の活用を図るため、町農業委員会と連携し、農地の集積・集約化に努める。そのためには水利の確保が重要である。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	57.5	%	将来の目標とする集積率
			60.0
			%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手への農地の集積と併せ、集約化を進めることで、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 ・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や新規就農者等の担い手や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法 ・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組 ・基盤整備の取組希望はないが、基盤整備事業から30年以上が経過し、農業用施設が老朽化していることから、多面的機能支払交付金を活用し、計画的に農道・水路の維持管理に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 ・後継者不足や高齢化による農業従事者の減少で農地の保全管理が困難になる可能性があるため、(新規就農者・集落営農などの組織化・入作者・休日農業者・町や農業委員会との連携)多様な担い手の確保に努め、自治区や既存の多面的機能支払交付金の活動組織等がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 ・集落内の担い手による一部作業委託を進め、農作業の効率化を図り農業経営を維持できる体制をつくる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

②有機農業やたい肥の施用により農業生産費のコスト削減を図る。

③スマート農業の導入により農作業の効率化を図る。

⑦水路等の老朽化が進んでいるが、定期的な改修を集落全体で多面的機能支払交付金を活用し、実施していく。また、水利の確保については、土地改良区等の関係機関と連携を図っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	担い手①	水稻+穀類	5.5 ha	ha	水稻+穀類	5.5 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手②	水稻+果樹	2.3 ha	ha	水稻+果樹	2.3 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手③	水稻+果樹	1.6 ha	ha	水稻+果樹	1.6 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手④	水稻+果樹	4.6 ha	ha	水稻+果樹	4.6 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑤	水稻+穀類	14.0 ha	ha	水稻+穀類	14.0 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑥	水稻+果樹	6.0 ha	ha	水稻+果樹	6.0 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑦	水稻+野菜	0.1 ha	ha	水稻+野菜	0.1 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑧	野菜+果樹	0.9 ha	ha	野菜+果樹	0.9 ha	ha	凡例参照	
認農	担い手⑨	水稻+果樹	0.4 ha	ha	水稻+果樹	0.4 ha	ha	凡例参照	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		35.4 ha	0 ha		35.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。